



事故防止メルマガ「Think」／Vol. 144
【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

// I N D E X //

- 1・2017年3月前半の安全管理ごよみ
- 2・安全管理法律相談～全損した営業車の修理費用が全額補償されません
- 3・交通事故の裁判事例～使用者が支払った損害額の4分の1の求償を認定
- 4・今日の朝礼話題～雪の車内では一酸化炭素中毒に注意
- 5・【新発売】「運行管理者のためのドライバー教育ツール Part 3」
- 6・【新発売】教育用ビデオ「トラック運転者のための安全運転のポイント」

★3月前半の安全管理ごよみ

- ◆1日(水)～7日(火)
——車両火災予防運動(春季全国火災予防運動)
- ◆1日(水)～31日(金)
——自殺対策強化月間
- ◆2日(木)
——第12回交通科学シンポジウム(日本交通科学学会)
- ◆5日(日)
——運行管理者試験(平成28年度第2回試験)
- ◆12日(日)
——改正道路交通法の施行

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<https://www.think-sp.com/2017/02/10/kongetsu-untentkanri-mar-2017/>

■安全管理法律相談

こちらのコーナーでは、WILL法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の裁判例の紹介を交えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

第46回 「全損した営業車の修理費用が全額補償されません」

【質問】

弊社の営業車が高速道路で追突され、全損してしまいました。しかし保険会社

からは時価額以上の補償はできないと言われ、大変困っています。何とか補償してもらえないでしょうか？

【回答】

我が国における損害賠償請求の基本的な考え方は、実際に生じた損害を賠償するものであり、交通事故の物損についても基本的には実際に生じた損害、すなわち事故当時の当該車両の価値を賠償するということになります。

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2017/02/16/houritsu-45-zenson/>

■交通事故の裁判事例

今回は、駐車車両が動き出して同僚に衝突してケガを負わせた事故で、使用者が運転者に損害額を求償した事例を取り上げます。

『使用者が支払った損害額の4分の1の求償を認定』

【事故の状況】

平成21年5月6日午前10時50分頃、Aは神戸市内の路上に冷蔵飲料を運搬する普通トラックを止め、荷物の積み下ろしのために車を離れたところ、トラックが動き出し前方で作業をしていた同僚のBに衝突しました。

この事故で、Bは両側大腿骨骨折、右踵骨骨折、顔面挫創等の傷害を負い、最終的に約2年4か月後の平成23年9月30日に症状固定の診断を受けましたが、併合6級の後遺障害が残りました。

トラックに締結されていた自動車保険には、同僚間災害については免責事項になっており、また上乗せ労災保険には加入していなかったため、AとBの使用者であるCは、Bが自賠責保険や労災保険から支払いを受けた損害額以外に、約1,744万円をBに支払いました。

その後Cは、トラックが動き出したのは、Aが車を離れるときにエンジンを切らなかったこと、シフトレバーをドライブモードに入れたままであったことなどの過失があり、Aに対して支払った損害額の3分の1を支払うように求めました。

これに対して、Aはエンジンを切らなかったのは冷蔵機能を維持するためであり、サイドブレーキも十分引いていたと主張しましたが、裁判所は次のように述べて4分の1を限度に求償を認めました。

【裁判所の判断】

「この事故は、エンジンを切らずにシフトレバーをドライブに入れたまま、サイドブレーキを十分に引かなかったという運転者として基本的な注意義務を怠ったことにより発生したもので、Aの過失は大きいと言わなければならない」

「しかし、冷蔵機能を保つためにエンジンをつけて停車させるのは他の運転者も行っており、Cはエンジンを切るように強く指導した形跡がなく、輪止めを使用させてもいなかった」
などの理由から、Cに発生した損害の4分の1を限度として求償を認めるとしました。

(神戸地裁 平成26年9月19日判決)

■今日の朝礼話題

『雪の日の車内では一酸化炭素中毒に注意』

さる2月11日午後1時45分ごろ、京都府宮津市の住宅内に止めてあった車の
中で、住人の男性が死亡しているのが見つかりました。

車の後方には1m以上の雪が積もっており、また住宅の屋根から車の後方に大量の雪が落ちたような跡があったことから、雪でマフラーが塞がれたことで排気ガスが車内に逆流し、一酸化炭素中毒で死亡したものとみられています。

雪でマフラーが塞がれるパターンはいろいろあるのですが…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2017/02/17/tw-anthraxemia/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にさせていただける「今日の朝礼話題」を毎日(弊社営業日)更新しています。

(情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓)

<http://www.think-sp.com/about/>

■【新発売】「運行管理者のためのドライバー教育ツールPart3」

※仕様 A4判/64ページ/カラー刷

※価格 1,400円+税

「貨物自動車運送事業車が運転者に対して行う指導及び監督の指針」が改正され、平成29年3月12日より指導監督の項目が11項目から12項目になるなど、教育内容が追加されます。

教育ツールは、Part1、Part2とマンガとキーワードでわかりやす

くドライバー教育ができるとご好評頂いておりますが、今回の法改正を受け、Part 3を発売することとなりました。

ドライバーミーティングや点呼時に活用でき、教育記録まで残せる本ツールを是非ご活用ください。

【詳しくはこちら↓】

<https://goo.gl/MyX39H>

■【新発売】教育用ビデオ「トラック運転者のための安全運転のポイント」

※仕様 DVD／カラー30分

※価格 37,000円＋税（送料弊社負担）

※企画構成 シンク出版株式会社／大阪府トラック協会南大阪支部

本DVDは、トラックドライバー向けの教育用DVDです。

トラックに乗務するにあたっての責任の大きさから、運転の準備、運転中の具体的な注意ポイントまでをコンパクトにまとめました。

各項目は質問形式で構成されていますので、考えながら視聴することができます、安全運転のポイントを的確に理解していただくことができます。

事業所での視聴はもちろん、安全講習会においても、受講者の参加を促すツールとして活用することができます。

【詳しくはこちら↓】

<https://goo.gl/voJXK8>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<http://goo.gl/5G5iL>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

（平成29年2月20日送信）

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。

■□—————□■

～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15 ビアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

URL <http://www.think-sp.com/>

